2019年１２月６日

関東森林管理局長　齋藤伸郎殿

　　　　　　　　　　　　　　　　遠野の環境を考える友の会　会長　佐藤吉行

　　　　　　　　　　　　　　　　いわき市遠野町入遠野字天王73－1 　　電話070―2025―4106

第26回関東森林管理局国有林野管理審議会（10月10日）の2号議案に関して、事実と異なる部分があることに加え、地域の状況・住民の懸念がまったく反映されていない審議であったため、再審議を強く求める要望書

現在遠野町において計画されている「（仮称）三大明神風力発電事業」に関して、事業者から国有林の貸し付けを求められ、10月10日に国有林野管理審議会において「2号議案」として審議が行われ、審議の中でおおよそ了承する旨の議論が行われた。

その論旨を見ると「９つの行政区長から同意書を取得している」ことを大きな理由としているが、当該地区の行政区は５つであり、区長会長からもそれ以外の行政区から同意書は提出されていないとの回答を得ているので、この部分は事実と異なり如何なる同意書か確認が必要と考える。

しかもこの区長の「同意書」というのは、区の総会や住民周知の中で決められたものではなく、住民にほとんど知らされないまま当該**各**区長が独断で行ったものである。

当会・遠野町の環境を考える友の会は、計画地域全域が国土交通省のハザードマップにおいて土石流危険渓流に指定され、多くの住民の住むふもとの地域が土砂災害警戒区域や特別警戒区域に含まれていることに加え、この地域の大部分に公共水道が通っておらず、住民の多くが沢水などの自然水に生活用水を頼っていることから、この地域においては風力発電事業は行うべきではないと反対署名を行ってきた。その結果、当該地域で８割を超える世帯で計画反対の署名が集まり、福島県に提出し、経産省、環境省、農水省、森林局にも陳情してきたところである。

また、今回の台風１９号により、林道の多くが大きな被害を受け、いまだに多くの個所で通行不能になっているところをみても、山の地形を大きく変える行為がさらに大規模な土砂災害を引き起こす可能性は容易に想像できると考える。

議事録にあるように、今回の国有林地の貸付は保安林解除と一体のものであり、私たちは保安林解除を行わないよう３度にわたり要望書を提出してきたが、今回の審議の中で保安林解除反対の要望書の提出自体は報告されたが、その内容はまったく論議されず、一部の住民でなく多数の住民がどういう理由で保安林解除に反対しているのか全く検討されないまま結論を得る不公正な審議と言わざるを得ない。利害関係者の「利」を受け取る事業者からの情報のみを審議資料とし、「害」を受ける側の住民からの要望や情報を無視した審議は不公正であり、まったくもって容認できるものではない。

上記の理由より、以下を強く要望するものです。

1. 10月10日の２号議案審議は、利害関係者の一方である住民の意向をまったく反映してないものであり、地域の状況や住民の声を把握したうえでの再審議を強く求めるものである。

　　　　　以上の要求にたいして1カ月以内の回答を求めます